

処置請求に対する取扱規則（規則第百二十二号）中一部改正

処置請求に対する取扱規則（規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第二百七十八条の二第五項、第二百九十五条第五項若しくは第二百九十九条の七第一項若しくは第二項」、「第三百三条第二項」及び「第七条第七項」を削り、「基づく裁判所」を「基づき、裁判所若しくは裁判官」に、「の処置請求」を「から弁護士会又は連合会に対しなされる、弁護士である弁護士又は付添人について適当な処置をとるべきことの請求」に改め、同条第四号中「処置請求」を「第一号を除き、処置請求」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 裁判官 第一号を除き、処置請求をした裁判官をいう。

第一条第五号中「第二十一条」を「第一号及び第二十一条」に改める。

第十一条第二項第二号中「又は」の下に「裁判官若しくは」を加える。

第十二条第一項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加え、同条第二項第二号中「又は」の下に「裁判官若しくは」を加え、同条第三項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加える。

第十三条第一項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加え、同条第二項第二号中「又は」の下に「裁判官若しくは」を加え、同条第三項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加える。

第十六条第二項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加え、同条第三項第四号中「又は」の下に「裁判官若しくは」を加え、同条第四項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加える。

第十七条第一項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加え、同条第三項第三号中「又は」の下に「裁判官若しくは」を加える。

第十八条第四項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加え、同条第五項第五号中「又は」の下に「裁判官若しくは」を加え、同条第六項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加える。

第十九条第三項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加え、同条第四項第四号中「又は」の下に「裁判官若しくは」を加え、同条第五項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加える。

第二十条第三項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加え、同条第四項第四号中「又は」の下に「裁判官若しくは」を加え、同条第六項中「裁判所」の下に「若しくは裁判官」を加える。

第二十一条中「裁判所」の下に「又は裁判官」を加え、「訴訟活動」を「訴訟活動等」に改める。

附 則

第一条第一号及び第四号から第五号まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項、第二項第二号及び第三項、第十三条第一項、第二項第二号及び第三項、第十六条第二項、第三項第四号及び第四項、第十七条第一項及び第三項、第三号、第十八条第四項、第五項第五号及び第六項、第十九条第三項、第四項第四号及び第五項、第二十条第三項、第四項第四号及び第六項並びに第二十一条の改正規定は、令和六年一月十九日から施行し、令和五年十一月十五日から適用する。ただし、これらの改正規定中、裁判官に関する部分は、令和六年二月十五日から施行する。